

野田市公告第230号

野田都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更に関する野田市都市計画 公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり野田市都市計画公聴会を開催する。

令和7年10月16日

野田市長 鈴木 有

1 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和7年11月9日（日）午後1時00分から

(2) 場所

野田市役所高層棟8階 大会議室

2 作成しようとする都市計画の案の種類及び名称

野田都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）

3 都市計画案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

野田市建設局都市部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和7年10月16日（木）から令和7年10月30日（木）まで
(土曜日及び日曜日は除く。)

4 公述の申出の方法及び期限等

(1) 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案の概要について、公述（公聴会で意見を述べること。）を希望される方は、述べようとする御意見の要旨（8百字以内）と住所、氏名等を記載した書面（公述申出書）を市長宛てに提出してください。

公述できる方は、野田市内に住所のある方（法人を含む。）及び利害関係のある方です。

なお、公述の申出がない場合、公聴会は開催しません。

(2) 申出期間

令和7年10月16日（木）から令和7年10月30日（木）まで
(土曜日及び日曜日は除く。)

(3) 公述の申出に関する問合せ先

野田市建設局都市部都市計画課